

25建企第221号
平成25年6月28日

(一社)長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社)長 崎 県 管 工 事 協 会
(社)長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社)長 崎 県 の り 面 協 会
(社)長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 電 気 設 備 共 同 組 合
長 崎 県 建 設 工 業 共 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 共 同 組 合 連 合 会

様

長崎県土木部建設企画課長



「総合評価落札方式における技術提案書の取扱い」の改正について

総合評価落札方式における技術提案の取扱いの改正に伴い、その事務処理について下記の通り改正を行いますのでお知らせします。

記

1. 改正内容

- (1) 標準型で求めている「施工計画および技術提案」、簡易型で求めている「簡易な施工計画」を「技術提案」に名称変更する。
- (2) 「技術提案」の評価を「良(1点)」、「普通(0点)」、「不採用(-)」とし 各案件の

最高得点に対する得点率により加算点を算出していたが、絶対評価にすることで、「良（加点）」提案数により加算点を算出することへの改正。

(3)「技術提案」記載様式（技術資料提出様式「様式2号」）の変更に伴う、契約書添付書類の改正

2. 適用時期

平成 25 年 7 月 1 日以降に入札公告する工事から適用

なお、内容については、準備ができ次第土木部HPにも掲載します。
※土木部HP「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/top.htm>」

長崎県土木部建設企画課 総合評価班

森山、上戸、真木

電話番号 : 095-894-3029

FAX 番号 : 095-894-3461

「総合評価落札方式における技術提案書の取扱い」の改正について

総合評価落札方式（標準型）における様式 2 号（技術提案）、総合評価落札方式（簡易型）における様式 2 号（技術提案）の提案の評価（普通評価）についての取扱いを下記のとおり改正します。

記

1. 変更内容

「普通（0 点）」評価については「実施義務あり」から「実施義務なし（実施可能）」へ変更する。

（ただし普通評価の提案においても、共通仕様書や特記仕様書等に定める標準的な施工は実施しなければならない。）

それにより、「採用された提案」とは、「良（加点）」評価のみとし、「普通（0 点）」評価と「不採用（×）」評価は「不採用となった提案」とする。なお、配点は 1 提案毎に標準型において 1. 2 5、簡易型においては 0. 5 とする。

提案の評価

評価	現状
良 (<u>加点</u>)	実施 義務あり
普通 (0 点)	実施義務なし (実施可能)
不採用 (<u>×</u>)	実施 不可

1) 標準型

①入札

様式 8 号（技術提案確認通知書）により普通（0 点）及び不採用（×）とした内容が入札時に提出される様式 2 号において、消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）されていることが確認できない場合は、総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書 11（13）により入札は無効とする。

②契約

普通（0 点）及び不採用（×）とした内容を消去した様式 2 号により 2 提案分を契約書に添付する。入札及び契約時には採用されなかった提案（普通評価と不採用提案）を消去（一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等）すること。

2) 簡易型

①契約

長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行）第 5 条に定める通知により、普通（0 点）及び不採用（×）とした内容を消去した様式 2 号を契約書に添付する。

2. 改訂理由

（1）標準型で求めている「施工計画および技術提案」、簡易型で求めている「簡易な施工計画」

を「技術提案」に名称変更する。

(2)「技術提案」の評価を「良(1点)」、「普通(0点)」、「不採用(×)」とし 各案件の最高得点に対する得点率により加算点を算出していたが、絶対評価にすることで、「良(加点)」提案数により加算点を算出することへの改正。

(3)「技術提案」記載様式(技術資料提出様式「様式2号」)の変更に伴う、契約書添付書類の改正

3. 適用

平成25年7月1日以降に入札公告する工事から適用

総合評価落札方式における技術提案書の取扱い 新旧対照表

改正後	現行												
25 建企第 221 号 平成 25 年 6 月 28 日 「総合評価落札方式における技術提案書の取扱い」の改正について 総合評価落札方式（標準型）における様式 2 号（技術提案）、総合評価落札方式（簡易型）における様式 2 号（技術提案）の提案の評価（普通評価）についての取扱いを下記のとおり改正します。 記 1. 変更内容 「普通（0 点）」評価については「実施義務あり」から「実施義務なし（実施可能）」へ変更する。 （ただし普通評価の提案においても、共通仕様書や特記仕様書等に定める標準的な施工は実施しなければならぬ。） それにより、「採用された提案」とは、「良（加点）」評価のみとし、「普	22 建企第 348 号 平成 22 年 9 月 28 日 総合評価落札方式における技術提案書の取扱いの改訂について 総合評価落札方式（標準型）における様式 2 号（施工計画）及び様式 6 号（技術提案）、総合評価落札方式（簡易型）における様式 2 号（簡易な施工計画）の提案の評価（普通評価）についての取扱いを下記のとおり改訂します。 なお、平成 21 年 3 月 27 日付、20 建企第 873 号については廃止します。 記 1. 変更内容 「普通（0 点）」評価については「実施義務あり」から「実施義務なし（実施可能）」へ変更する。 （ただし普通評価の提案においても、共通仕様書や特記仕様書等に定める標準的な施工は実施しなければならぬ。） それにより、「採用された提案」と <table><tr><th>評価</th><th>現状</th><th>変更</th></tr><tr><td>良 (加点)</td><td>実施 義務あり</td><td>実施 義務あり</td></tr><tr><td>普通 (0 点)</td><td>実施 義務あり</td><td>実施義務なし (実施可能)</td></tr><tr><td>不採用 (×)</td><td>実施 不可</td><td>実施 不可</td></tr></table>	評価	現状	変更	良 (加点)	実施 義務あり	実施 義務あり	普通 (0 点)	実施 義務あり	実施義務なし (実施可能)	不採用 (×)	実施 不可	実施 不可
評価	現状	変更											
良 (加点)	実施 義務あり	実施 義務あり											
普通 (0 点)	実施 義務あり	実施義務なし (実施可能)											
不採用 (×)	実施 不可	実施 不可											

総合評価落札方式における技術提案書の取扱い 新旧対照表

改正後	現行
通(0点)評価と「不採用(×)」評価は「不採用となった提案」とする。 なお、配点は1提案毎に標準型において1. 2. 5、簡易型においては0. 5とする。 1) 標準型 ①入札 様式8号(技術提案確認通知書)により普通(0点)及び不採用(×)とした内容が入札時に提出される様式2号において、消去(一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等)されていることが確認できない場合は、総合評価落札方式(標準型)入札公告共通事項書11(13)により入札は無効とする。 ②契約 普通(0点)及び不採用(×)とした内容を消去した様式2号により2提案分を契約書に添付する。入札及び契約時には採用されなかった提案(普通評価と不採用提案)を消去(一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等)すること。 2) 簡易型 ①契約 長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領(試行)第5条に定める通知により、普通(0点)及び不採用(×)とした内容を消去した様式2号を契約書に添付する。 2. 改訂理由	は、「良(1点)」評価のみとし、「普通(0点)」評価と「不採用(一)」評価は「不採用となった提案」とする。 1) 標準型 ①入札 様式8号(技術提案等確認通知書)により普通(0点)及び不採用(一)とした内容が入札時に提出される様式2号及び様式6号において、消去(一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等)されていることが確認できない場合は、総合評価落札方式(標準型)入札公告共通事項書11(13)により入札は無効とする。 ②契約 普通(0点)及び不採用(一)とした内容を消去した様式2号、様式8号を契約書に添付する。入札及び契約時には採用されなかった提案(普通評価と不採用提案)を消去(一重線、二重線もしくは文章そのものを消去等)すること。 2) 簡易型 ①契約 長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領(試行)第5条に定める通知により、普通(0点)及び不採用(一)とした内容を消去した様式2号を契約書に添付する。 2. 改訂理由

総合評価落札方式における技術提案書の取扱い 新旧対照表

改正後	現行
(1) 標準型で求めている「施工計画および技術提案」、簡易型で求めている「簡易な施工計画」を「技術提案」に名称変更する。 (2) 「技術提案」の評価を「良(1点)」、「普通(0点)」、「不採用(×)」とし、各案件の最高得点に対する得点率により加算点を算出していたが、絶対評価にすることで、「良(加点)」提案数により加算点を算出することへの改正。 (3) 「技術提案」記載様式(技術資料提出様式「様式2号」)の変更に伴う、契約書添付書類の改正 3. 適用 平成25年7月1日以降に入札公告する工事から適用	標準型・簡易型で求めている「施工計画や技術提案」について、評価は「良(1点)」、「普通(0点)」、「不採用(×)」の3段階で行い、そのうち「良評価」と「普通評価」は実施義務を負うものとしていたが、加点されなかった「普通評価」の提案に対しても「実施義務あり」とすることで生じていた企業の実施費用の負担軽減を目的として「普通評価」に対する実施義務の変更を行った。 3. 適用 平成22年10月1日以降に入札公告する工事から適用

契約

契約書に様式2号を添付する際、公表（通知）により不採用（×）及び普通（○点）となった提案内容は消去し契約事項としない。

※「良」評価とした提案内容が契約事項

工 事 名	一般国道○○○○号道路改良工事		
商号または名称	㈱○○建設		
評価項目	施工上配慮すべき事項 道路利用者に対する安全対策		
具体的な技術提案			
技術提案 1	着目点 歩行者に対する安全性向上対策	○○（鑑所）付近に、△△（使用材料）を■■（数量・規格等）設置し、◇◇（内容）する。（別添図参照）	
	手法		
	効果	歩行者に・・・することで、■■■ができる。	
技術提案 2	着目点 歩行者に対する安全性向上対策	通常の作業では、○○（箇所）に、△△（時期等）に■■■（内容）しているが、◇◇（内容）すること、・・・（内容）作業を制限する。	
	手法		
	効果	○○時の・・・がなくなり、■■■の事故が防止できる。	
技術提案 3	着目点 通行車両に対する安全対策	○○（時期、頻度等）の間隔は、△△（場所、範囲等）に■■■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。	
	手法		
	効果	○○となることで、△△を防止できる。	
技術提案 4	着目点 近隣住民の対策	地元自治会、小中学校に工事内容、工程の説明を行う。	
	手法		
	効果	周辺住民に周知できる。	
技術提案 5	着目点 夜間の対策	夜間は○○を配置する。	
	手法		
	効果	○○ × × △△	
技術提案 6	着目点 夜間の対策	○○（時期、頻度等）の間隔は、△△（場所、範囲等）に■■■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）し、○○（時期、頻度等）の間隔は、△△（場所、範囲等）に■■■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。	
	手法		
	効果	○○となることで、△△を防止できる。	
技術提案 7	着目点 夜間の対策	夜間は○○を配置する。	
	手法		
	効果	○○ × × △△	
技術提案 8	着目点 夜間の対策	○○（時期、頻度等）の間隔は、△△（場所、範囲等）に■■■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）し、○○（時期、頻度等）の間隔は、△△（場所、範囲等）に■■■（規格、形状）の◇◇（機械、器具、材料）を・・・（数量）□□（内容）する。	
	手法		
	効果	○○となることで、△△を防止できる。	

技術提案記載方法の変更

(1) 掃工録

総合評価落札方式（標準型）及び（簡易型とする。

(2) 改訂概要

- ・ 提案数は最大で8提案
- ・ 評価項目に対する「着目点」による区分を新設。
- ・ 着目点数は最大で4着目点。
- ・ 2つの着目点は発注者設定、他の着目点は参加者が独自に任意設定。（独自着目点は設定しなくてもよい。）
- ・ 発注者設定の2着目点への提案を必須とする。
- ・ 提出は、指定様式（A4版1枚）と添付資料（様式自由、A4版1枚）とする。
- ・ 技術提案の文字数は合計で600文字以内。
ただし、各着目点の提案数と1提案ごとの文字数は制限なし。
- ・ 文字数は、句読点、数字、記号等を含み、半角・全角を問わず1字を1文字とカウントする。
- ・ 着目点欄の文字は、文字数に含まない。

記載方法・提出様式

樣式2号：技術提案

工事名	一般国道○○○号道路改良工事
高号または名称	(株)○○建設
評価項目	施工上配慮すべき事項 道路利用者に対する安全対策
評価項目区分	具体的な技術提案
技術提案1	着目点 歩行者に対する安全性向上対策 手法 ○○付近に△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△を設置し、 ○○○○○○○○○○○○○○○○する。(別添図参照) 効果 歩行者に・………すること、□□□□□□が防止できる。
技術提案2	着目点 歩行者に対する安全性向上対策 手法 通常の作業では、………となっているが▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽作業に制限する。 効果 ○○の時の………の事故が防止できる。
技術提案3	着目点 歩行者に対する安全性向上対策 手法 □□に………設備を4基設置する。(別添図参照) 効果 工事箇所の………が向上し、□□□□における歩行者の………防止ができる。
技術提案4	着目点 通行車両に対する安全対策 手法 現橋出入口に………車道を禁止とする 効果 ①技術提案は、最大8提案とする。 ②技術提案欄の文字数は、600文字以内とする。 ただし、着目点欄は文字数にカウントしない。
技術提案5	着目点 通行車両に対する安全対策 手法 ○○○の期間(規格、形状)記載する。 効果 ○○○となる。③同じ着目点で以上の提案を記載してもよい。 ④参画者の着目点を設定しなくてもよい。
技術提案6	着目点 近隣住民の対策 手法 地元自治会、小学校に工事内容、工程の説明を行う。 効果 周辺住民に周知できる。
技術提案7	着目点 近隣住民の対策 手法 工事中は安全に施工する。 効果 事故が防止できる。
技術提案8	着目点 夜間の対策 手法 夜間は○○を配置する。 効果 ○○○○、×××××、△△△△。

評価方法・実施義務

- ・ 具体的な技術提案内容に対し、良（加点）、普通（0点）、不採用（×）の評価を行う。
- ・ 技術提案の合計得点は、簡易型は4点、標準型は10点×2とし、絶対評価とする。
- ・ 実施義務は、良（加点）評価の技術提案のみとする。

評価	得点	内容	実施義務	備考
良	加点	標準より優れた手法。 工事の品質向上が見込め、その効果が大きい。 具体的に明確な記載による提案。	実施義務あり	
普通	0点	標準と同等の手法。 品質向上の効果が小さい、又は標準的手法と同程度。 手法、効果の記載が不足。 提案内容が不明確で良否の判断ができない。	実施義務なし （実施可能）	関連機関などとの協議が必要と思われる提案も含む
不採用	(×) なし	標準より明らかに劣る手法、不適切な手法、不安全な手法など。 品質低下や環境悪化など効果が不適切となるおそれがあるもの。 設計仕様より劣ることが明白なもの。	実施不可	